S & I BANGKOK NEWSLETTER NO.206

2011.10.25

発行責任者 井口 雅文

発 行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449, 6466

FAX +66-2-261-6419,6379

Address: 253 Asoke 23rd Floor, Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand 地図

E-Mail:iguchi@loxinfo.co.th

S&IWebsite: http://www.s-i-asia.com

(取材編集協力)有限会社 S&IJAPAN http://www.s-i-asia.com/s-i-japan/s-i-japan.htm

CopyRight © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

〒150-0001 渋谷区神宮前 4-16-8 大場ビル2階

TEL:03-3402-0013、FAX:03-3402-0014 地図

siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp(担当:細田明子·矢守章子·井口文絵)

~事務所より~

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを10月25日付けで更新しました。

(タイ政府より洪水による提出期限延長の特例措置を発表しました)

詳しくは、弊所までお問い合わせください。

(タイ政府より洪水による特別公休日があり、事務所をお休みさせて戴きました)

10月27日より31日まで、タイ政府は公休に指定しました。弊所も27日午後より31日まで事務所を休むこととしました。なお、ファックス、メールなどは正常とおりです。

(再送:弊所の手続き料金改定のお知らせ)

08年より料金表を据え置いておりましたが、今般の①米国ドルの大幅な下落、②タイの消費者物価の上昇、などを勘案し、翻訳料金(日→タイ)及び(英→タイ)の料金引き上げ、及び米国ドル建て料金表の引き上げを、行います。なお、日本円建て料金表におきましては、翻訳料金のみの引き上げとなります。11月の政府手続き(調査の場合には、11月の発注より)より適用致しますので、宜しくお願い致します。 弊所クライアントの皆様には、既に料金改定案内を順次お送りしております。 もし、新料金表がお手元に届いていない場合、是非、ご一報ください。

(再送:タイ知的財産局の特許データベース修復完了のお知らせ)

タイ政府知的財産局のサーバーの入れ替えなどのシステム改良が終了し、2011年9月16日までアップデイトされたデータベースが一般ユーザー向けにリリースされました。 データ精度については、まだ解析しておりませんが、是非、ご利用ください。 東南アジア諸国の中でも順調に一般ユーザーに向けて情報サービスを提供しているのは、シンガポールとタイの2カ国だけです。

(再送:PCT 国内移行手続きについての明細書翻訳について)

既に弊所ウェブ及びニュースにおいて、何度もお知らせしていますように、国内移行日において、 タイ語翻訳明細書が必要とされます。 この<u>提出期限延長は出来ません</u>。 従って、タイ語翻訳を 必要とされる場合、日本語からは遅くとも2ヶ月前まで、英語からは1ヶ月前までに、弊所にご依頼 ください。 翻訳期間が短期間となりますと至急料金を加算することとなりますので、十分余裕を 見て国内移行準備をお願い致します。

(再送:PCT 国内移行手続きについてのお知らせ)

委任状の提出期限について弊所の「特許出願の留意点」

http://www.s-i-asia.com/web_japan/intellectual_thailand_jp.php#18 を加筆修正致しました。

「委任状は国内移行日に提出しなければならない」としておりましたが、委任状は国内移行日に提出できない場合、提出期限の延長ができることとなっております。 この変更は、国内移行受付開始にあたり、タイ政府が当初の解釈を変更したものです。

以	下		弊	亨	fσ	D=	手	続	き	に	つ	ſ,	17	0) (Q/	\ }	部:	分	を	貼	IJ	付	H	ま	す	0)7	で、	1	≱ 7	考	こ	L.	7	< †	Ž	ξl	١,
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•

1-5. PCT 国内移行時に出願時必要な書類は何か。

(回答)

必要書類及び情報:

- (1) 必要書類:
- ・ 出願願書(PI/PPI/0001-A(PCT)フォーム)→出願願書は弊所にて作成し、また出願願書の署名 欄は弊所にて署名致します。
- タイ語翻訳明細書
- 委任状についての記載内容は、今まで貴所宛にお送りしていた委任状フォームと同様で、出願 人代表権者により署名後、公証手続きが必要です。

また、既に包括委任状を提出している場合、包括委任状が利用できます。詳細は弊所までご連絡ください。

・ 譲渡証(出願人名が異なる場合に必要。公証手続きは必要ございません)→フォームは、出願人 情報について貴所からご連絡頂いた後、弊所にてフォームを作成し貴所に送付致します。

尚、優先権証明書の提出の必要はございません。

(2) 書類提出期限:

委任状、(提出が必要な場合)譲渡証を除く、上記のすべての書類は最初の出願日から30ヶ月以内に 提出されなければなりません。尚、明細書については、弊所で上記の期限までにタイ語への翻訳作業 を行いますので、上記の締切日の遅くとも2-3ヶ月前には弊所まで明細書をご送付下さい。

また、委任状、(提出が必要な場合)譲渡証のタイ政府提出期限は従来の特許出願手続きと同様、提出期限の延長が可能です。詳細は弊所までご連絡ください。

(3) 譲渡証提出についての弊所見解

タイ政府知的財産局の発表(2010年7月時点)では、PCT国内段階での譲渡証提出は不要という見解です。

現行の非PCT出願では、譲渡証提出が必要です。これは特許法第10条(特許出願の権利の譲渡は 書面によるとだけ規定されています)と、それに基づく審査便覧(審査官の審査対象物に、譲渡証が入 る)によるものと理解されております。

しかしながら、今回、PCT国内移行出願の譲渡証提出不要という政府見解となり、PCT国内段階の出願と、非PCT出願とでは、違った運用となります。その点、ご注意ください。そこで、弊所としては、PCT国内移行出願については、上記政府見解とは若干異なりますが、譲渡証が確実に必要な場合(例えば、PCT出願時の出願人と国内移行時の出願人が異なる場合)には、提出が必要(恐らく未提出であれば、審査官から指令が来るものと思われます)であると理解し、クライアントの皆様にお伝えしております。恐らく他の法律事務所との間に、この点において見解が若干分かれる可能性がありますことをご了承ください。

~編集者より~

どうやらバンコク全域の洪水は回避できたらしい。 今朝日本大使館のツイッターで報じられていた。 沢山の見舞いメールを戴いたので、改めて御礼申し上げる次第です。

本稿を書いている時も、日本マスメディアは盛んに「バンコク日本人地区に洪水の危険」とか「バンコクから避難して成田へ着いた家族」とか、報じている。 私の自宅近辺は、あくまで正常、隣接する建築中の現場も通常とおりの建設作業を行っている。 実に日常そのものである。 この日本のマスコミ報道と現実との非常な違和感と、何という風評なのかという憤りを感じる。 何故なのか。

昨年も赤シャツ隊のバンコク中心部の占拠騒ぎで、最後は軍が制圧した。昨年も今回同様、迫りくる危険の中で仕事をし、生活をしてきた。 確かに昨年の騒ぎは、バンコク中心部だけで、郊外にある工業団地は、一切無傷であり、生産活動を続けられた。 そして、経済成長は昨年ほとんど影響がなく高水準を維持できたのである。 今回は少々趣を異にしている。

今回の洪水騒ぎでは、工業団地が冠水した。 それもチャオプラヤ流域のみの工業団地数か所である。タイ全土の工業団地は40ヶ所以上あり、冠水したのはその一部、東部のレムチャバンやシーラシャにある工業団地は全くの無傷である。 このたった数か所の工業団地冠水のために日本マスコミの騒ぎに火が付いたのである。 マスコミは日本人が多く住む地域のスーパーを取材し、食料品の買い込みを煽ることになる。 海外メディアはそれほど大々的に報じているわけではない。

日本マスコミは浸水箇所がどこなのか、どの程度の範囲か、そして今後どのような放水策をとるのか。まさに、具体的な情報は、全く欠けた取材報道であった。 アマチュアのレベルの画像とコメントに大きく失望した。まだまだ日本マスコミは海外特にアジアの報道取材においては、未熟でかつ幼稚であると感じた次第である。

タイの庶民からみると、例年洪水が起きていることと変わらないのではなかろうか。 私の事務所 スタッフにも「毎年、家具の移動を手伝っている」という者が居る。 その例年の規模と比較して、今年は「大きいなぁ」程度の受け止め方をしている。 タイ政府に対する非難は多少あるかもしれないが、元々、政府に対する信用も無い社会を築いている以上、非難よりも諦めのほうが強いのであろう。 タイ国王が王宮の浸水する事態について「自然に委ねるように」と発言したのは、まさに庶民感情を代弁している。

今回の日本マスコミが大いに取り上げた工業団地の冠水についてであるが、そもそも工業団地の立地条件が悪いのではないか。また、その管理や運営状況が悪いのではないかと以前から思っている。タイ政府には工業団地公社(工業団地によっては私的に開発された団地もあり、その場合、管理運営主体が違う)というのがあるが、工業用地を確保し、それを売りさばく、その共有地には、ホテルやゴルフ場などを整備する、ある意味では不動産屋的な仕事をしている。その運営といえば、管理をしているとは言い難い。 日系企業の工場が冠水している画面に、完成された多くの自動車がプカプカ浮いているのを見ると「何故、もっと早く工業団地として洪水を予測できなかったのか。」大いなる疑問が湧く。恐らく何もしていないであろうその運営方法が実に問題である。

これらの問題は、日系企業(現地法人つまりタイ法人)と工業団地との契約の問題であり、タイ政府から見れば、日本政府が何故問題視するのか理解できないでいるのではなかろうか。政府が関与するような国家間の問題ではないとする原則を貫くのではないだろうか。 せいぜい日本政府はタイ政府 BOI(政府投資委員会)から優遇措置を臨時に獲得する程度の話で収まるのであろう。

以上、縷々、お話したが、東南アジア全体を見てもタイの工業団地の品質レベルは非常に高いというのは事実である。この優位性は今後も揺るがないであろう。インドネシア、ベトナムやカンボジアの工業団地に比較するとその立地条件は抜群に良い。しかしながら、今回露呈した立地条件や管理運営方法に伴う問題は、今後あらゆるアジアの工業団地にも同様に発生すると思われる。 是非、今後の課題として、しっかりと解析し、解決策を見出したいものである。

今日もバンコクは朝から快晴で、もうすぐ乾季が到来するような爽やかな風が吹いている。 先日 テニスコートでお会いした常連のタイ人の方々は、「井口さんはこの時期に、日本に帰国しないのか。洪水が怖くないのか。」と同じ質問を数人から受けた。背景には、多くの日本人がバンコクを離れて先を争って帰国したという事実がある。 尋ねてきた彼らに対し、「私はここでビジネスをしているから、この時期にこそ帰国はしない。」と、答えておいた。 洪水程度で恐れをなして帰れるか、ビジネスを現地でやっているのなら、このリスクを背負ってこその会社経営ではなかろうか。

11月はロイカトンのお祭りがタイの各地である。 丁度、満月の夜に、川に精霊流しを行う。 この 洪水災害で、満月=大潮となるので、再び注意喚起が必要となろう。 いつもは風情のある光景 だが、このような災害を経験すると、今年は風情を楽しむ余裕もなさそうである。

~シンガポールブランド、模倣者を無視~

地元のファッションブランド bYSI を立ち上げた MR.TAN Yew Kiat は、彼のブランドに類似した服が道端で売られているとのリポートを受けると、「よくある光景だ」と軽くあしらった。

コピー商品の商売人は、入手可能なデザインを盗んで手っ取り早く収入を得ようとする、と小売商は語る。模倣品は、類似したシルエット、装飾、プリントが施され、また類似した材料を使用して作られている。それらは安く売られるので、手軽に買ってきたそれらコピー商品から型を作り、大量生産をするのは容易なことだと小売商は語る。偽物を防ぐため、買い物客が商品の写真撮影をするのを禁止している店もある。

しかし、オリジナル商品に商標が付されていないことが多いため、小売商は偽物商品に対して何らの行動も起こさないことが多い。 Keystone Law Corporation の知的財産弁護士である Bryan Tan 氏は、オリジナル商品にロゴやブランド名など明確な商標が付されていない限り、模倣品がデザインを侵害したと主張するのは難しいと話す。彼の話では、模倣品は技術的な問題や生産コストの問題により正確にコピーされているわけではないので、それが侵害の程度を弱めているとのことだ。

(2011年9月23日、シンガポールストレイトタイムズ)

~Louis Vuitton、シンガポールの地元靴会社を提訴~

フランスの巨大ブランド会社 Louis Vuitton Mallietier(LV)が、婦人靴で商標侵害をしたと地元靴会社 Fasion Street を裁判所に訴えた。またチェーン店の Metro と Takashimaya も 2009 年に URS と Andinc のブランド名で商品を販売したことにより、訴状に名前が挙がっている。

地元靴納入業者の Fasion Street は、高等裁判所の命令により負債を抱え先月倒産したため、すべての法的処置は止まったままだ。

Fasion Street は全国にあるアウトレット店で靴を販売し、Takashimaya や Metro の営業スペースでも販売していた。Louis Vuitton は、それらの店が花の商標を付して URS と Andinc の名称で婦人靴を売ったと主張する。弁護士 Wong Siew Hong は訴状の中で、「その靴は Louis Vuitton のオリジナルシューズを完璧に盲目的に模倣したコピーだ」と訴えた。

2009 年 4 月 Louis Vuitton は、刑事捜査課の知的財産捜査官を雇って Metro アウトレットから 34 点の靴を、また Fasion Street 自身のアウトレット店から 144 点の靴を押収した。Louis Vuitton は、登録された花とモノグラムの商標は観光客を含め一般大衆によく知られており、被告の商標は消費者に混同を起こすと主張する。

Metro の弁護士 Sham Chee Keat は、Fasion Street の URS や Andinc の靴を Louis Vuitton の靴と混同する消費者はいないと反論する。理由は URS や Andinc の靴はまったく異なった場所で売られ、まったく異なった価格ー地元の靴は約 24ドルから 49ドルの間ーで売られているので、商売上のターゲットは異なったグループだからだ。

2009 年、シンガポール控訴裁判所は、高等裁判所の判決を覆した。控訴裁判所は、販売のター

ゲットも一般大衆も、商品の外観や価格、販売場所が異なっているので、両社の商品を混同する 人はいない、と判断した。高等裁判所の予備審理は来月開かれる。

(2011年9月23日、シンガポールストレイトタイムズ)

~シンガポール、模倣品対策に合意~

東京にて、シンガポール、日本、合衆国を含む 8 カ国政府が著作権侵害と商標盗用との戦いを 目標にした合意書に署名した。

日本の経済産業省(METI)は、この署名は、知的財産権の法的枠組みを強化すると見られている Anti-Counterfeiting Trade Agreement(ACTA)の有効化へ通じるステップである、と語った。

11 団体ーオーストラリア、カナダ、EU、日本、韓国、メキシコ、モロッコ、ニュージーランド、シンガポール、スイス、合衆国ーによる最終交渉の1年後に署名が有効になる。

経済産業省(METI)によると、EU、メキシコ、スイスは 2013 年 5 月 1 日までは署名をしないとのことだ。

昨日ロイター通信が伝えたところでは、この合意は 6 団体の批准によって施行され、METI は ACTA 参加国が広がることを期待している。 中国やアジアの他の国、例えば中東諸国も、その可能性ある候補国である。

(2011年10月2日、シンガポールストレイトタイムズ)

~Subway、シンガポール地元カフェに名称変更要求~

1987 年に Mr.Lim Wah は nonya kueh (スナックの一種) や地元料理、サンドイッチなどを提供する店を立ち上げた。場所はまもなくオープンする予定だった Orchard MRT 駅の近くにある地下街で、店の名前を"Subway Niche"と名づけた。

名称の"Subway"とトンネルに入る線路を図案化したロゴによって、スナックと共に電車通勤客の目を引いた。名称の残り半分は、店の小ささに由来している。結果、彼の妻が作る nonya kueh が売上最高となり、彼の店は数年かけて拡大し、現在 5 店舗まで広がっている。

2007 年、"Subway Niche"が 20 周年を迎えた年に、サンドイッチショップ Subway のアメリカ人オーナーである医師協会から書状が来て、登録商標を侵害していると主張された。Mr.Lim は侵害を否定し、Subway の要求を拒絶した。

その後 Subway は商標侵害として彼を裁判所に提訴し、昨日から高等裁判所にて 2 日間に渡る尋問が始まった。

フロリダを拠点とするアメリカの会社は、サブマリン、略してサブとして有名なサンドイッチを、 Subwayとの名称で1967年から販売し始めた。現在では最も大きなファストフードチェーン店となり、 世界中に34,891店舗を構える。Subwayの商標がここで登録されたのは1989年だが、最初の店 舗がオープンしたのは1996年だった。

Mr.Lim は、商売を始めた当初、Subway のことは気にかけなかったし、電車通勤客の注意を引く名称にしたかった、Subway の名前は彼の販売する弾丸の形をしたサンドイッチに由来する、と述べた。また、彼が販売するのは伝統的な地方料理であり、Subway のようなアメリカンスタイルのファストフードではないので、混同を起こすことはないと主張する。

(2011年10月5日、シンガポールストレイトタイムズ)

~シンガポールの水の会社、ライセンシングでセンセーション~

Mr.Matthew Tan が、SIF Technologies と呼ばれる水処理会社を始め社長に就任したのは、2003年の後半だった。化学薬品を使わない水処理システムが整い、販売可能になったのが 2005年だが、多くの酸素を水に混ぜる機械システムについて人々に納得させるのに骨を折った。それはhydrocavitationを使用したもので、分子群を分解することにより水に溶解した酸素を増やす技術で、水処理と再利用が可能になる。

初めて契約成立したのが、2005 年に漁業会社とであった。SIF Technologies が利益を生むようになったのは 2008 年だが、2009 年にはまた赤字に転落した。しかしまた状況はよくなり、今年は黒字になると Mr.Tan は言う。それは、単に水処理機械を顧客に販売するのではなく、Oceanus Group などの大手企業とタイアップして、技術のライセンス契約によりアップフロントフィーを得る仕事を意味する。

大企業と手を組むと、利益の循環を生み、SIF が機械の維持や操業に必要な製品の供給を行なうこともできる。「200 キロ走って 1000 の会社に営業する代わりに、大企業とチームを組む戦略に方向転換した。」とMr.Tan は言う。例えば 120 カ国で操業する CWT とチームを組んだとしたら、「私ー人で 120 カ国もどうやって回れるんだ、50 年も 100 年もかかるだろう、このチームを組むことによって一大躍進なんだ」と彼は語る。

今年7月、世界で最も大きなアワビ生産者である Oceanus Group と、また同じく世界的物流会社の CWT とタイアップしたと発表した。 Oceanus Group とのパートナーシップは、伝統的な水産養殖に水処理技術を使って、世界的に生鮮シーフード製造を後押しすることを意味する。 Oceanus Group は、SIF の農業技術ビジネスへの出資金を40%増やす計画をしている。

SIF は CWT グループの一つである CWT Fresh とタイアップし、Jurong に世界初の活魚を保有する世界初の Aqua-Hub を建設する予定だ。

(2011 年 10 月 5 日、シンガポールストレイトタイムズ)

~オーストラリアのロックグループ Men At Work、著作権裁判で敗訴~

オーストラリアのロックグループ Men At Work は、1980 年代にヒットした曲 Down Under は子供のキャンプファイヤーソングからフルートのフレーズを盗用したものではないと証明する裁判所での最後の試みに失敗した。

グループは、Old Gum Treeの曲 Kookaburra からフルートのメロディーをコピーしたとする連邦裁判所の判決に対し控訴をしたが、オーストラリア高等裁判所は訴えを棄却した。

(2011年10月8日、シンガポールストレイトタイムズ)

~シンガポールストレイトタイムズ掲載の広告は個人的な贈物?それとも特許勝利のお知らせ? ~

国内企業 Creative Technology の最高責任者である Mr.Sim Wong Hoo により新聞広告 1 ページ 全面を使ってアップル社の共同創業者、故 Steve Jobs 氏に捧げられた広告が騒ぎをかもし出している。数年前両社は特許事件で争っていたが、アップル社が Creative 社に 1 億 US ドルを支払うことで幕を引いた。このような背景を知ると、この贈物には深い意味があるのではと思うだろう。昨日ストレイトタイムスに現われたのは、「Steve Jobs 1955-2011 を回想」の文章とジョブス氏の

横顔のシルエットが黒の背景に浮き上がったもので、その下には、「素晴らしいレッスンをありがとう。素晴らしい製品をありがとう。我々の少しを全世界に連れて行ってくれてありがとう。」と書かれ、下の方に Mr.Sim の署名がある。この広告掲載に 5 桁の費用がかかっているが、「我々の少しを全世界に連れて行ってくれて」とは何を意味するのだろう。 Creative 社のスポークスマンは、「単にMr.Sim から Steve Jobs への個人的な贈物に過ぎない。」と述べた。マーケティングコミュニケーションをやっている Billy Teo、40 歳は、「Mr.Sim はアップル社でさえも Creative 社から技術をライセンスしている、と人々に思い出させたかったのではないか。」と語った。

2004 年 11 月に Creative 社の MP3 とアップル社の iPod が、ポータブルミュージックプレーヤー市場で戦ったが、iPod の方が売上は上だった。

2006 年に Creative 社は、カリフォルニアでアップル社を相手に、iPod 製造者は特許侵害をしていると訴えを起こし、アップル社が Creative 社に 1 億 USドルの和解金を支払うことで法廷闘争は終わった。論争の中心となったのは、アーティストやアーティストのアルバムを選択することで曲を選び再生できるナビゲーションインターフェイスにかかる特許権だった。そのインターフェイスは iPod や iPhone の機器にも使われていた。

(2011年10月12日、シンガポールストレイトタイムズ)

~タイで LACOSTE、模倣品撲滅を求める~

アパレル会社の LACOSTE は、タイ国内での模倣品撲滅に確かな対策をと政府に要求した。 LACOSTE 法務チームとのバンコク市内での話し合いにおいて、商務省のシリワット カジョンプラサート副大臣は、違法商品の商売のために場所を提供する土地のオーナーに対し罰則規定を盛り込んだ法律改正を検討すると話した。

法改正は、商売人と自分の土地で違法商品を販売することを許可したオーナーを罰するもので、 違法商品を売る場所がなければ模倣品は減るだろう、とシリワット氏は語る。

土地のオーナーを罰する法案はアピシット ウェーッチャーチーワ政権時代に作られたが、まだ国会の承認を得ていない。シリワット氏はまた、政府はブランド商品の製造者との協力関係を深め、 模倣品の取締りを強化し、国内での知的財産への意識の向上を図ると述べた。

(2011年10月1日、タイネーション)

~タイのトップブランドが IP 意識向上のためフェアに参加~

先駆的なブランド商品のトレーダーたちの協力を受け、タイ政府は 12 月に"IP Grand Sale Fair"を開催し、知的財産権のある商品販売と意識の向上を後押しする予定だ。

商務省のシリワット カジョンプラサート副大臣は、LACOSTE など世界をリードするブランドが、正規品の使用を促すため政府の計画であるフェアの開催を全面的に支援してくれる、と述べた。国内外の権利所有者が 50%までのディスカウントをして商品を提供する予定で、ブランド物の衣料、時計、靴、鞄、皮製品、CD、DVD などたくさんの製品が販売される。

その他、知的財産局は公開セミナーを開いて、知的財産権に関する関心を聴いたり、政府が違反 を撲滅するために取るべき新しい対策は何かを探る予定だ。

(2011年10月3日、タイネーション)

~タイ政府、イノベーションを推進~

商務省はビジネス界に対し、ASEAN経済共同体の体制が整う前に、ビジネスに付加価値をつけるためもっと技術革新をしなければならないと警告を発した。

「ビジネスイノベーションとクリエイティブエコノミーは、国家経済成長を狙う政府の戦略、政策である。」とシリワット カジョンプラサート副大臣は述べた。また、「タイは、2015 年に全面的に施行されるASEAN経済共同体の活動的なメンバーとなることを目指している。すべてのビジネスは競争への適応と、国内や地域的、また世界レベルにおける新しい経済秩序への十分な準備をする必要があるし、新しいテクノロジーとIT の急速な発展に十分に順応しなければならない。」と述べた。(2011 年 10 月 3 日、タイネーション)

~タイで JETRO と権利保有者の代表が、税関局調査取締り部知的財産連絡センターを訪問~2011 年 9 月 16 日9:30、JETRO と権利保有者の代表が、税関局調査取締り部知的財産連絡センターを訪問した。センター長のソムポン ラックシラークン氏が一行を歓迎し、税務専門官のMiss カンラヤー ニンラオーが知的財産侵害品の予防と取締りにおける税関局の役割について講義を行った。その後一行を知的財産連絡センターの見学に案内し、知的財産侵害品の予防と取締りにおける税関局の果たす役割と実践について理解を深めてもらった。

(2011年10月3日、税関ウェブサイト)

~タイのムクダハーン税関(東北タイの県、ラオス国境地域)、著作権侵害品を押収~

税関局のソムチャーイ プーンサワット局長の模倣品に対する厳しい政策と模倣品の密輸を防御する指示により、2011 年 10 月 12 日 19:20、ムクダハーン税関はムクダハーン県ムアン郡のバスターミナルにおいて、模倣品を押収した。押収品には、Angry Birds のおもちゃ 1,008 点とキーチェーン 1,140 点が含まれる。係官は、すべての押収品を法的手続きにかける。

(2011年10月19日、税関ウェブサイト)